

(表)

本人通知制度事前登録申込書

(宛先) 大和高田市長

年 月 日

次のとおり事前登録を申し込みます。

申込者（通知を希望する方）本人	住 所			
	氏 名	フリガナ	印	
	生年月日	年 月 日	性 別	男・女
	本 籍		筆頭者名	
	連 絡 先			

*代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	1. 法定代理人 2. 任意代理人
氏 名	フリガナ 印
住 所	
連 絡 先	

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

(1) 申込者（通知を希望する方）本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

(2) あなたがこの申込みに係る法定代理人であるときは、併せて法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

(3) あなたがこの申込みに係る任意代理人であるときは、併せて任意代理人であることを証明する書類（委任状等）及び任意代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）

注4 登録期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間となります。廃止の届出がなければ、期間満了後に自動的に登録期間を3年間延長します。

*以下の欄は、記入しないでください。

受 付	区 分	本人等の確認書類	備 考
No.	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	

処 理	画 面	戸 籍	受付簿	通 知 日	備 考
入 力				年 月 日	
確 認					

(裏)

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、大和高田市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書（除票を含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票（除附票を含む。）の写しに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等≪注≫の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

≪注≫本人等 = (住民票関係) 本人又は本人と同一の世帯に属する者 (戸籍関係) 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発送するまでには事務処理の期間を必要としますので、あらかじめご了承ください。
3. 通知の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、住民票の写し等の種別及び通数、交付請求者の種別です。申請者の氏名等は通知の対象となりません。また、要綱第8条により通知の対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。なお、その他の内容について確認が必要な場合は「個人情報保護に関する法律」に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。
通知の送付先は、事前登録者の住民登録地になります。
4. 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者についての住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するものです。なお、事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されている者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
5. 転出又は転居、戸籍届出等により、事前登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は届出が必要です。転出又は転居、戸籍届出等による変更があった場合、届出をしなければ、通知が届かなくなりますのでご注意ください。また、通知が複数回にわたり返戻となった場合、事前登録を廃止することがありますのでご注意ください。
なお、事前登録者が死亡した（失踪宣告を受けた場合を含む。）ときや、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。
6. 事前登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、法定代理人又は任意代理人により事前登録の変更・廃止の届出をすることができます。ただし、本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書と併せて次の書類の提出又は提示が必要となります。
 - (1) 事前登録者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (2) あなたがこの届出に係る法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）及びあなたが法定代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
 - (3) あなたがこの届出に係る任意代理人であるときは、併せて任意代理人であることを証明する書類（委任状等）及びあなたが任意代理人本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
7. 事前登録の期間は、登録日（受付日の翌日）から3年間です。廃止の届出がなければ、期間満了日の翌日から自動的に3年間延長されます。廃止を希望される場合は、期間満了前までにその旨の届出をしてください。